

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録	
開会日	平成28年5月18日(水) 午前11時30分
閉会日	平成28年5月18日(水) 午前11時45分
場 所	長久手市役所西庁舎 2階 第7・8会議室
出席委員	委員長 岡崎つよし 副委員長 ささせ順子 委 員 上田 大 じんの和子 なかじま和代 林みすず
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 参事 平野泰久 福祉部長 山下幸信 福祉部次長兼福祉施策課長 成瀬 拓 保険医療課長 矢野正彦 同主幹 林 元美 国保年金係長 名久井洋一 計 7名
職務のため出席した者の職氏名	議長 伊藤祐司 議会事務局長 角谷俊卓 書記 飯田純子
会議録	別紙のとおり

委員長 開会宣言

承認第3号

保険医療課長 承認第3号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明

じんの委員 低所得者の軽減措置の対象が拡大されたが、7割軽減の改正がないのはなぜか。

保険医療課長 今回の改正の内容は、国が進めている社会保障制度改革に基づく国保の低所得層の被保険者に対する税負担軽減措置の一環である。昨年、一昨年に引き続きの改正である。

林委員 「給与収入、2人世帯の場合」の軽減基準収入額を例としてあげているが、この例は長久手市の実態に近い数値なのか。今後実態に見合った数値を提示することは可能か。

保険医療課長 今後、単身世帯や2人世帯が増加すると推測している。今後は他のモデルも説明の中で加えていきたい。

じんの委員 国民健康保険税の軽減が拡大し、対象世帯数が30世帯増加するが、2割・5割軽減の対象世帯は国保全世帯の何パーセントにあたるか。

保険医療課長 平成27年12月末時点の推計で、今回の改正による軽減世帯は2,220世帯から2,250世帯に拡大する。全体が5,985世帯のため軽減対象割合は37.5パーセントとなる。

じんの委員 減額となる90万円の補填はどのようにするのか。

保険医療課長 減少する税収は、保険基盤安定繰入金として、市の一般会計から国保特別会計へ繰り入れることとなっている。繰入金額の4分の3である67万5千円は、愛知県の補助金として見込まれ、残りの22万5千円が市の負担となる。

じんの委員 2人世帯と子どもがいる世帯とでは、同じ所得であっても均等割が多くなる。子どもがいる世帯に対して軽減策の恩恵はあるのか。

保険医療課長 例えば、所得150万円で介護該当しない世帯では、夫婦2人の場合、軽減対象所得額が129万円となり2割軽減の対象とならない。年税額は15万2,000円である。これに対して夫婦2人子ども1人の場合、軽減対象所得額が177万円となり、2割軽減の対象となる。年税額は15万6,900円である。年税額を比較すると、均等割の2万3,000円の増加が4,900円にとどまるため軽減の効果があると考ええる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

承認第3号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全員が賛成。

承認第3号は、原案のとおり可決

委員長 次に、閉会中の継続調査について諮る。

継続調査申出事件一覧表のとおり、引き続き閉会中も継続して調査することを委員長が提案する。

異議ないため、継続調査とし、継続調査申出事件一覧表を委員長から議長に申し出ること全委員了承する。

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前11時45分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成28年5月18日

教育福祉委員会委員長 岡崎つよし